

2014年4月14日

貝塚市立葛城小学校

校長 中川 俊一

## 出席停止について

昨今、新しい感染症が次々出ていますが、学校では右記の感染症にかかった場合「出席停止」となり、登校する際には登校許可意見書が必要です。下記の『登校許可意見書』を切り取って医療機関で記入してもらい、学校へ提出してください。（用紙は学校にもありますが、下の用紙をご家庭で保管していただくと、わざわざ学校に取りにきていただく手間が省けるかと思います。また、葛城小学校のホームページからも印刷できます。）

- ◆手足口病、りんご病、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎は出席停止にはなりません。ただし、お医者さんに“休みなさい”と言われたときだけ『出席停止』扱いになります。
- ◆「登校許可意見書」は学校へ登校する際にもってきて、担任にお渡しください。
- ◆ 第1種の感染病は、名前だけは新聞などで見られたことがあると思いますが、今のところ外国の特定地域にしか存在しません。学校では、第2種、第3種に関わりが大きいようです。

き り と り

## 登 校 ・ 許 可 意 見 書

貝塚市立 葛城小 学校

年 組 氏名

疾病名

診断により、もはや感染の恐れがないものと認めます。

平成 年 月 日

病 院

診療所

印

学校感染症の種類と出席停止の取り扱いについて(学校保健安全法施行規則 19・20 条)

1. 感染症の種類

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ など
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核及び <b>髄膜炎菌性髄膜炎</b>
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、など

2. 出席停止の期間の基準

		病 名	出 席 停 止 期 間
1	第1種の感染症		治癒するまで
2	第2種の感染症	<b>インフルエンザ</b>	発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで。
		<b>百 日 咳</b>	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
		<b>流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）</b>	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後、2日を経過するまで
		<b>髄膜炎菌性髄膜炎</b>	<b>病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで</b>
		ただし、病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めたときにはこの限りではない。	
3	第3種の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	

※ 2012年度改正された部分については、太字にしています。

何かご不明な点があれば、葛城小学校（446-0044）山崎 まで連絡ください。